

第7次福島市総合計画策定有識者懇談会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第7次福島市総合計画策定要綱第4条第2項に規定する第7次福島市総合計画策定有識者懇談会(以下「懇談会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、第7次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンの策定に関して助言等を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)有識者
- (3)その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第7次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンの策定までとする。

(会長及び副会長)

第6条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第7条 懇談会は、会長が招集し、会長がその座長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、懇談会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(運営)

第8条 懇談会は、原則公開とする。ただし、会長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、懇談会に諮って非公開とすることができる。

- (1)懇談会において、福島市情報公開条例第9条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し検討を行う場合
 - (2)懇談会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
 - (3)その他、会長が必要と認める場合
- 2 会長は、懇談会の議事録を作成し、委員の了承を得て、公表する。
 - 3 会長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。
 - 4 傍聴人が懇談会の進行を妨げる行為をしたときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、政策調整部政策調整課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月13日から施行する。